

議案第 77 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 2 条第 1 項及び第 7 条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

## 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、小金井市と外国の地方公共団体との間の合意もしくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に規定する職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に準ずる機関で、市長が特に認めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員
- (4) 小金井市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第32号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(派遣期間の更新等)

第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、市長と協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき、及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

(給与の支給)

第4条 派遣職員に対しては、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の規定により支給することとなる給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(公務災害等の特例)

第5条 派遣職員に対する職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(退職手当の特例)

第6条 派遣職員に対する小金井市職員退職手当支給条例(昭和23年条例第19号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(旅費の支給)

第7条 派遣職員に対しては、特に必要があると認められるときは、職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第8号)に定める外国旅行の例に準じ旅費を支給することができる。

(報告)

第8条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 77 号資料

### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 24 年条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣職員の給与）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに 100 分の 80 以内を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、派遣職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第4条第3項の規定により、昇給するものとする。
- 4 第1項に規定する住居手当の年額は、当該派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。
- 5 前項の規定は、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合について準用する。
- 6 条例第3条第1項の規定により派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前各項の規定を適用して得た額とする。
- 7 第1項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、派遣職員の派遣の期間中において市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 8 第1項及び前2項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

（報告）

第3条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内における派遣職員の派遣先の機関、派遣の期間、派遣先の機関における処遇の状況等及び派遣職員のうち当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。